

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令
政策の名称	クロム及びその化合物等の指定物質への追加
担当部局・評価者	環境省水・大気環境局水環境課長 吉田 延雄 電話番号:03-5521-8313
評価実施時期	平成24年4月23日(分析対象期間:平成24年5月～平成26年4月)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	事故発生時の応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応を図る。
内容	クロム及びその化合物等6項目を、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第4項で規定する指定物質に追加し、事故時の措置の対象を拡大する。
関連条項	水質汚濁防止法第2条第4項、水質汚濁防止法施行令第3条の3
必要性	水質汚濁防止法第2条第2項第2号に基づき生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(生活環境項目)として定められているクロム及びその化合物等については、それらを貯蔵等する施設において、当該施設の破損等により公共用水域に排出される場合に対し、現在特段の規制がない。しかしながら、生活環境項目を貯蔵等する施設の事故による汚染事例が確認されていることから、生活環境項目を貯蔵等する施設についても、事故が発生した際には事業場の設置者が応急の措置を講じるよう定める必要がある。 規制を導入しない場合には、事故発生時に適切な措置がとられなかったことにより、人の健康又は生活環境に影響を及ぼす可能性もあることから、指定物質として規定し、排水規制等を課すことが必要である。
費用	
遵守費用	通常の事業活動時には新たな費用は発生しないが、今回新たに指定物質に追加された生活環境項目6項目について、それらを貯蔵等する施設において事故が発生した際には、応急措置を行うことが新たに必要となることから、現状に比べ、費用が発生する。なお、事故の際の都道府県への届出については、電話等によるものでも差し支えないとしているところであり、事業者による届出に係る新たな費用負担はほとんど発生しないものと考えられる。
行政費用	行政費用については、当該規制が通常時には発動されない性質のものであること、事業者からの届出は電話等によるものでも差し支えないとしているところであることを踏まえると、新たな費用負担はほとんど発生しないものと考えられる。
その他の費用	新たな負担は発生しない。当該改正によって事業者には競争に係る影響はない。
便益	生活環境項目を貯蔵等する施設において水質事故が発生した場合に、事故発生時の事業場設置者による応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応が促進され、生活環境に係る被害の発生を防止することができる。

想定される代替案		
代替案	今次の指定物質の追加は、物質の規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいないものであることから、代替案は想定されない。	
	費用	
	遵守費用	
	行政費用	
	その他の費用	
	便 益	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	
<p>費用:事業者については、規制の対象施設となることにより、事故発生時において排水口の閉鎖や施設の使用停止等の応急措置のための費用が発生する。</p> <p>また、行政費用については、当該規制が通常時には発動されない性質のものであること、事業者からの届出は電話等によるものでも差し支えないとしているところであることを踏まえると、新たな費用負担はほとんど発生しないものと考えられる。</p> <p>便益:従来は指定物質に含まれていなかったクロム及びその化合物等6項目を新たに指定物質へ追加することで、当該物質を貯蔵等する施設において水質事故等が発生した場合に、事故原因者による事故発生時の応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応が促進され、生活環境に係る被害の発生を防止することができる。</p> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、通常の事業活動時に新たな費用負担を生じない一方で、事故発生時には応急措置等の対応がなされ、生活環境に係る被害の発生を防止することができることから、当該規制は有効である。</p>	

有識者の見解その他の関連事項	
<p>平成22年10月から平成23年2月にかけて、中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会において審議され、中央環境審議会会長から環境大臣へ「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について」(平成23年2月)が答申された。この答申において、クロム及びその化合物等6項目を含む物質を新たに指定物質へ追加することが適当であるとされた。</p>	

レビューを行う時期又は条件	
<p>科学的知見の集積状況に基づき、随時見直しを行うこととする。</p>	

備 考	
<p></p>	

## 規制に係る事前評価書（要旨）

## 【水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令】

規制の内容	クロム及びその化合物等の指定物質への追加	
担当部局	環境省水・大気環境局 水環境課長 吉田 延雄 電話番号：03-5521-8313	
評価実施時期	平成24年4月23日（分析対象期間：平成24年5月～平成26年4月）	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】事故発生時の応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応を図る。</p> <p>【内容】クロム及びその化合物等6項目を、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第4項で規定する指定物質に追加し、事故時の措置の対象を拡大する。</p> <p>【必要性】水質汚濁防止法第2条第2項第2号に基づき生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（生活環境項目）として定められているクロム及びその化合物等については、それらを貯蔵等する施設において、当該施設の破損等により公共水域に排出される場合に対し、現在特段の規制がない。しかしながら、生活環境項目を貯蔵等する施設の事故による汚染事例が確認されていることから、生活環境項目を貯蔵等する施設についても、事故が発生した際には事業場の設置者が応急の措置を講じるよう定める必要がある。</p>	
	関連条項	水質汚濁防止法第2条第4項、水質汚濁防止法施行令第3条の3
想定される代替案	今次の指定物質の追加は、物質の規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいないものであることから、代替案は想定されない。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	規制の対象施設となることにより、事故発生時において排水口の閉鎖や施設の使用停止等の応急措置のための費用が発生する。	—
(行政費用)	新たな負担は発生しない。	—
(その他の社会的費用)	新たな負担は発生しない。当該改正によって事業者には競争に係る影響はない。	—
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	生活環境項目を貯蔵等する施設において水質事故が発生した場合に、事故発生時の事業場設置者による応急措置及び	

	届出並びに関係機関による迅速な対応が促進され、生活環境に係る被害の発生を防止することができる。
<p>政策評価の結果</p> <p>(費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>費用：事業者については、通常の事業活動時には新たな費用は発生しないが、今回新たに指定物質に追加された生活環境項目6項目について、それらを貯蔵等する施設において事故が発生した際には、応急措置を行うことが新たに必要となることから、現状に比べ、費用が発生する。なお、事故の際の都道府県への届出については、電話等によるものでも差し支えないとしているところであり、事業者による届出に係る新たな費用負担はほとんど発生しないものと考えられる。</p> <p>また、行政費用については、当該規制が通常時には発動されない性質のものであること、事業者からの届出は電話等によるものでも差し支えないとしているところであることを踏まえると、新たな費用負担はほとんど発生しないものと考えられる。</p> <p>便益：従来は指定物質に含まれていなかったクロム及びその化合物等6項目を新たに指定物質へ追加することで、当該物質を貯蔵等する施設において水質事故等が発生した場合に、事故原因者による事故発生時の応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応が促進され、生活環境に係る被害の発生を防止することができる。</p> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、通常の事業活動時に新たな費用負担を生じない一方で、事故発生時には応急措置等の対応がなされ、生活環境に係る被害の発生を防止することができることから、当該規制は有効である。</p>
有識者の見解その他の関連事項	平成23年2月の中央環境審議会答申「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について」において、指定物質として指定すべき化学物質等が掲げられている。
レビューを行う時期又は条件	科学的知見の集積状況に基づき、随時見直しを行うこととする。
備考	